

平成30年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

平成30年12月19日

件名	第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について
所管部課	子ども家庭部子ども政策課
内容	<p>「足立区子ども・子育て支援事業計画」は第一期計画（5年間）が平成31年度をもって終了する。ついては、第二期にあたる2020年度～2024年度の同計画のニーズ調査および策定作業を、以下のとおり実施する。</p> <p>1 目的 保育の量的拡充、多様で質のよい保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援等の取り組みを進めていくため。</p> <p>2 計画の位置付け 本計画は子ども・子育て支援法に定められている地方版子ども・子育て支援事業計画にあたるとともに、足立区の基本計画の分野別計画に位置付けているものである。</p> <p>3 概要 (1) 「ニーズ調査」 国から示された方針に従い、保育等の量の見込みを推計するアンケート調査を実施する。 ア 対象 就学前児童の保護者 6,750件 小学1～6年生の保護者 3,200件 (いずれも前回と同規模) イ 内容 所定の質問内容を中心に調整・作成する。</p> <p>(2) 計画策定 第一期計画をベースに、下記に留意しながら、「ニーズ調査」の結果を反映させて策定する。 ア コンサルタント事業者を活用して計画を策定する。 イ 関係所管と十分に情報と意見を交換しながら作業する。 ウ 足立区地域保健福祉推進協議会（以下「推進協」という。）および子ども支援専門部会（※）からの意見聴取および討議のうえで内容を検討する。 ※ 子ども支援専門部会は、国の定める「地方版子育て会議」に位置する会議体 エ パブリックコメントを実施する。</p>

4 策定スケジュール（予定）

2019年1～3月 ニーズ調査の実施

計画策定のためのコンサルティング業者の
プロポーザル

4～6月 第一期計画の検証および第二期計画素案の
作成

8～9月 各施策を実現していくための指標の見直し

11月 パブリックコメントの実施

12月 計画案を推進協へ報告

2020年 3月 計画最終版を推進協へ報告

4月以降、各工程において、子ども支援専門部会の意見を聞きなが
ら進める（年5回程度実施）。

5 策定にあたって特に考慮するよう国から示されている項目

（1）幼稚園の利用意向

（2）虐待防止の対応策

（3）国の「新・放課後子ども総合プラン」（区でいう学童保
育およびあだち放課後子ども教室）を踏まえた確保方策
の充実

また、これらのほか、幼児教育無償化の影響等も踏まえながら策定
作業を進めていく。

平成30年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

平成30年12月19日

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																													
所管部課	待機児童対策室 待機児童ゼロ対策担当課																													
内容	<p>2018年(平成30年)8月に「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定版を策定したので報告する。 ※報告事項2-1、報告事項2-2参照</p> <p>1 保育ニーズ量の検証</p> <p>2017年(平成29年)10月から実施している「妊娠届時の意向調査」の結果に基づき2020年4月時点の1・2歳児の利用意向数を算出し、保育ニーズ量及び、保育定員数の見込みと比較した結果は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢区分</th> <th colspan="4">2020年4月(見込み)</th> </tr> <tr> <th>保育ニーズ量 (対人口比)</th> <th>利用意向数 (利用意向率)</th> <th></th> <th>保育定員数 (対人口比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1,390人 (28.33%)</td> <td></td> <td><</td> <td>1,565人 (31.90%)</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>5,049人 (49.20%)</td> <td>5,247人 (51.13%)</td> <td><</td> <td>6,217人 (60.58%)</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>7,502人 (47.17%)</td> <td></td> <td><</td> <td>9,221人 (57.47%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,941人 (44.87%)</td> <td></td> <td></td> <td>17,003人 (54.48%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設整備の課題</p> <p>上記1により、現行の整備計画で2020年4月に十分な保育定員数が確保できる見込みであるが、施設整備を進めるにあたっては以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東和地域など新たなマンション計画が進んでいる地域では、保育定員を超える需要が発生する可能性がある。 ・認証保育所の応募事業者が少なく、計画通りの整備が困難となっている。 <p>3 施設整備計画の改定</p> <p>上記2の課題を踏まえ、施設整備計画に以下の見直しを行う。</p>	年齢区分	2020年4月(見込み)				保育ニーズ量 (対人口比)	利用意向数 (利用意向率)		保育定員数 (対人口比)	0歳児	1,390人 (28.33%)		<	1,565人 (31.90%)	1・2歳児	5,049人 (49.20%)	5,247人 (51.13%)	<	6,217人 (60.58%)	3～5歳児	7,502人 (47.17%)		<	9,221人 (57.47%)	合計	13,941人 (44.87%)			17,003人 (54.48%)
	年齢区分		2020年4月(見込み)																											
保育ニーズ量 (対人口比)		利用意向数 (利用意向率)		保育定員数 (対人口比)																										
0歳児	1,390人 (28.33%)		<	1,565人 (31.90%)																										
1・2歳児	5,049人 (49.20%)	5,247人 (51.13%)	<	6,217人 (60.58%)																										
3～5歳児	7,502人 (47.17%)		<	9,221人 (57.47%)																										
合計	13,941人 (44.87%)			17,003人 (54.48%)																										

(1) 小規模保育の新規募集

テナント物件を利用した施設整備に結びつけるため、小規模保育の新規募集を開始する。

ア 2019年(平成31年)整備の認証保育所120人分は小規模保育・認証保育所どちらでも応募できることとする。

イ 小規模保育及び認証保育所は、一部地域を除き広範な区域で募集し、随時相談を受け付ける。

(2) 認可保育所の再公募と募集地域の見直し

現在、応募がない2020年4月開設分の認可保育所について、隣接する地域と統合するなどして募集地域を拡大し、保育事業者が提案しやすくなるように見直しを行う。

【改定前】

整備年度	認可保育所	計画定員(人)
2018	事業者辞退	
	2ブロック 旧江南住区センター	90
	6ブロック 加平一丁目	120
2019	応募なし	
	1ブロック 千住地域	80
	2ブロック 江北地域	60
	5ブロック 青井地域	60
	6ブロック 東和地域	60
	13ブロック 舎人・東伊興地域	60
合計	7園	530

【改定後】

整備年度	認可保育所	計画定員(人)
2018	再公募	
	変更無し	90
	6ブロック 北綾瀬・東和地域	120
2019	再公募	
	変更無し	80
	2ブロック 江北・高野駅周辺地域	60
	変更無し	60
	6ブロック 北綾瀬・東和地域	60
	変更無し	60
合計	7園	530

整備年度	認証保育所	計画定員(人)
2019	2019年募集	30
	地域を指定せず随時整備	30
		30
		30
合計	4園	120

整備年度	認証保育所・小規模保育	計画定員(人)
2019	2019年募集	
	1ブロック 千住地域	計 120
	2ブロック 江北・扇・宮城地域	
	3ブロック 興野・本木地域	
	4ブロック 西新井駅周辺地域	
	5ブロック 五反野駅周辺地域	
	6ブロック 綾瀬・東和地域	
	7ブロック 北綾瀬駅周辺地域	
	12ブロック 鹿浜地域	
	13ブロック 舎人・東伊興地域	
合計 (整備数は定めず、計画定員に達するまで整備)	120	

4 施設整備を確実に進めるための取り組み

(1) 認証保育所整備費の事業者負担軽減

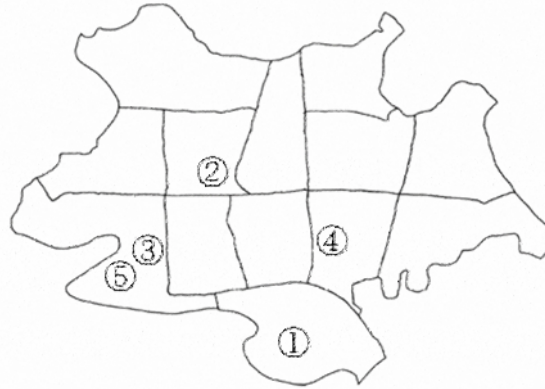
新規

保育事業者が認証保育所に応募しやすくなるよう、整備費の事業者負担を早期に軽減するよう検討する。なお、区の超過負担分について都補助金(待機児童解消区市町村支援事業)を活用していく。

(2) 公有地の活用推進

継続

これまで、保育施設として利用可能な公有地の活用を一層進めており、2020年4月までに新たに5件での新規施設を整備する予定である。



物件名称	所有者	整備・検討状況	開設等予定
① 旧千住消防跡地	都	整備中	2019年6月
② 栗原職員寮跡地	区	整備中	2019年9月
③ 江北一丁目第三団地	都	整備・運営事業者選定中	2020年4月
④ 足立清掃事務所 中央本町分室	区	整備中	2020年4月
⑤ 旧江南住区センター	区	整備・運営事業者選定中	2020年4月

5 多様な保育サービスの拡充と利用促進の取り組み

(1) 小規模保育・家庭的保育（保育ママ）の卒園後の預け先確保（先行利用調整）

新規

3歳児で再び保活を行わなければならないことへの不安や負担感を軽減するため、2019年（平成31年）4月入所分から小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園する2歳児全員を対象として「先行利用調整」（※）を実施した。

※ 認可保育所の3歳児クラスに、区全体で必要な受け入れ枠を確保した上で、小規模保育・家庭的保育を卒園する2歳児を対象に、一般分に先行して入所申込を受け付ける方式。

(2) 認証保育所の修繕費補助制度

新規

認証保育所は制度開始から17年が経過し施設の経年劣化が進んでいることから、都が2018年度（平成30年度）から実施する修繕費補助（補助基準額2,500千円）を導入して、良好な保育環境の確保と、事業の継続性を担保していく。

(3) 認証保育所の移転による整備費補助

新規

2019年度（平成31年度）から、定員の拡大を合わせた移転に対する改修補助を実施できるよう検討する。なお、実施にあたっては都補助金（待機児童解消区市町村支援事業）を活用していく。

6 今後の方針

2020年度以降も、教育・保育無償化の影響や大規模開発等による局地的な保育ニーズの集中を早期に把握し、必要な対策を検討・実施していく必要がある。

このため、継続して地域ごとの保育需要分析を実施し、2019年度中に2020年度以降の待機児童対策について再度検討を行う。